

簡易評価型プロポーザル提案書評価要領（案）
（子育て世帯のニーズ調査・生活実態調査業務委託）

この要領は、簡易評価型プロポーザル方式により、委託事業者を選考する場合におけるヒアリングの実施方法及び提案書の評価方法等について、必要な事項を定めるものとする。

1 ヒアリング日程・会場

日時：令和5年7月4日（火曜日） 午前9時から正午まで

会場：さいわいプラザ 3階 中央公民館 視聴覚室

※参加者が多い場合は、7月5日（水曜日）、7日（金曜日）にも行います。

2 選考委員会

- (1) 提案の評価及び事業者の選考は、市職員で構成する選考委員会（委員3名）において行う。
- (2) 選考委員会における庶務については、子ども・子育て課（以下、「事務局」という。）が行う。

3 選定方法

- (1) 企画提案書受付時に事務局にて各調査の合計見積り金額が予算額以内であるか確認する。見積金額が予算額を超えている場合は非特定とする。
- (2) 各選考委員は、提出の記載内容を確認する。
- (3) 提出された提案書についてヒアリングを行い、評価基準を基に各委員が採点する。
- (4) プロポーザル参加者の中から、選考委員会での書類審査及びヒアリングにより、評価点の最も高いものを受託候補者として決定する。
- (5) 評価点の高い者が2者以上あるときは、見積価格が安価な者を受託候補者とし、見積価格も同額である場合は、選考委員会の委員の合議で決定する。
- (6) 評価標準点を210点とし、標準点に満たない場合は、要求する水準に満たないものとして候補者の選定に至らないものとする。
- (7) 提案者が1者の場合は、合計点数が評価標準点以上であれば決定するものとする。

4 ヒアリング実施方法

- (1) 提案者からのヒアリングの順序は、提案書提出順とする。
- (2) 入退室及び準備を含めて1事業者50分以内とする。
 - ① ニーズ調査のプレゼンテーション （15分以内）
 - ② 選考委員による質疑応答 （5分程度）
 - ③ 生活実態調査のプレゼンテーション （15分以内）
 - ④ 選考委員による質疑応答 （5分程度）

5 その他

先入観を排除し、審査の公平性を高めるため、業者名を匿名とする。（A社、B社という呼称を使用する。）